

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項 **（新設）**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名		個人が社会福祉法人等に寄附を行った場合における税額控除等の創設	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	社会福祉法人及び日本赤十字社並びに共同募金会及び日本赤十字社が行う寄附金募集の活動に対して個人が寄附を行った場合の寄附金控除等について、以下の措置を講じる。		
	① 税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制とする。 ② 所得控除を選択する場合、寄附金控除に係る手続を年末調整の対象とする。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲3,351 百万円 (-)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 ○ 「新しい公共」の有力な担い手の一つである社会福祉法人及び日本赤十字社並びに共同募金会及び日本赤十字社が行う寄附金募集の活動に対する個人からの寄付を促し、財政面での基盤を支えることにより、人や地域の絆を作り直し、地域コミュニティを再生させる、あるいは、すべての人に居場所と出番があり、皆が人に役立つ歓びを大切にすることを可能にする。		
	(2) 施策の必要性 ○ 社会福祉法人及び日本赤十字社並びに共同募金会及び日本赤十字社が行う寄附金募集の活動に対する個人からの寄付については、現在、寄附金控除の対象となっているが、所得控除は高所得者に有利な制度となっており、所得の低い方に対する寄付促進効果が弱い。 そのため、新たに税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制にするとともに、寄附金控除に係る手続を年末調整の対象にすることにより、草の根の寄付を進めていくとともに、寄附金控除に係る手続の簡素化を通じた寄付の促進、寄付文化の醸成にも繋がり、結果として、「新しい公共」の実現にも資することになる。		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標 2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		政策の達成目標	税額控除等を創設し、現行の所得控除との選択制にするとともに、寄附金控除に係る手続を年末調整の対象にすることにより、草の根の寄付を進めていくとともに、寄附金控除に係る手続の簡素化を通じた寄付の促進、寄付文化の醸成にも繋がり、「新しい公共」の実現にも資することになる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—

		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	社会福祉法人数 18,910法人（平成20年度末現在） 日本赤十字社 共同募金会及び日本赤十字社が行う寄附金募集の活動
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	新たな制度の創設に伴う税制上の所用の措置を講じることにより、新しい公共の実現に資するものであり、結果として地域社会のセーフティネットを強化することにつながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	社会福祉法人及び日本赤十字社に対して寄附を行った場合の所得控除（寄附金控除） 共同募金会及び日本赤十字社が行う寄附金募集の活動に対して寄附を行った場合の所得控除（寄附金控除）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	現在の寄附金控除（所得控除）に加え、少額寄附者にとって税制上の優遇効果が高い税額控除を導入し、所得控除との選択制にするとともに、寄附金控除に係る手続を年末調整の対象とすることにより、①勤務先で毎年行う手続を通じて、給与所得者が寄附金控除制度を理解・把握する機会が増えることや、②税務署に赴く現行の確定申告に比べて手間が省け、寄附金控除の手続に係る環境が格段に充実されることから、これらの措置を講じることが妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標		—	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—